

第4章

No.	【施策・事業名称】
8	区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
所管部	各施設所管部、都市整備部、施設営繕担当部
ねらい	・区立施設の改築や改修が進む中で、その機会を捉えてすべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点を積極的に導入し、整備の質の向上をはかる。
取組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設利用のニーズも踏まえながら、施設の利用者による点検、評価を実施し、設計に反映と活用する。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた設計・施工の検討会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ●ユニバーサルデザイン情報バンクへの反映と活用 ●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた施設の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
9	学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
所 管 部	教育委員会事務局、都市整備部、施設営繕担当部
ね ら い	・改築・改修等の機会をとらえ、教育環境を充実させるとともに、地域コミュニティの拠点、災害時における避難所としての役割などを踏まえ、ユニバーサルデザイン整備を進める。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」に基づき、計画的に実施する。 ・避難所としての活用も視野に入れた整備を進める。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	●改築等実施2校	▶継続 ●ユニバーサルデザインアドバイザー等を交えた設計・施工の検討会の開催	▶継続 ●ユニバーサルデザイン情報バンクへの反映と活用	▶継続 ●ユニバーサルデザインアドバイザー等を交えた設計・施工の検討

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
10	サイン整備の推進
所 管 部	各施設所管部、都市整備部、施設営繕担当部
ね ら い	・ユニバーサルデザインにより区立施設のサイン整備を進め、分かりやすいサインの普及をはかる。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく施設サインを導入する場合に、ロービジョン（弱視、視野狭窄、白内障など）の人や外国人等の評価を取り入れるなど質の向上をはかる。 ・サインの管理については、内容の適切な更新等も進める。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携して実施する。 ・No.24「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの作成 (No.24 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及による)	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの運用	▶ 継続	▶ 継続 ●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた整備の検証

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
11	小規模店舗等におけるユニバーサルデザインの推進
所 管 部	総合支所、産業政策部、都市整備部
ね ら い	・暮らしに欠かせない日常の買物をする身近な地域の店舗のユニバーサルデザインは重要な整備であり、新築の店舗のユニバーサルデザインを進めるとともに、既存の店舗等の改修を促す。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱」による助成制度を適宜見直し、整備対象を拡大するなど柔軟な運用を行う。 ・新築・改築時におけるユニバーサルデザインによる整備を事業者の協力の下に進める。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携した普及啓発を行う。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●改修の補助要綱の見直し ●改修の補助制度の周知 ●届出制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No. 12	【施策・事業名称】 「住まいサポートセンター」における住宅のユニバーサルデザインの普及
所 管 部	都市整備部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促進し、すべての人にとって住みやすい生活環境の実現をめざす。 ・冊子「住宅のためのユニバーサルデザインヒントブック」の活用をはかる。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「住まいサポートセンター」のイベント等で「住宅のユニバーサルデザインヒントブック」を配布する等、周知・普及をはかる。 ・実際のユニバーサルデザインに取組む住宅設計・施工の事例を取りあげ、紹介する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント等での冊子の配布 ●窓口での冊子の配布 ●住宅の事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
13	公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進
所 管 部	都市整備部、施設営繕担当部
ね ら い	・ 区営住宅のユニバーサルデザイン整備は、高齢者、障害者の住宅確保に欠かせないことから、計画的に進める。
取 組 み 内容・方法	・ 区営住宅についてユニバーサルデザイン改修を継続的に行う。

■前期計画（平成 27～30 年度）

年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
取組み	●住戸改修の実施	▶ 継続	▶ 継続	▶ 継続

■後期計画（平成 31～34 年度）、調整計画期間（平成 35～36 年度）

年次	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章


No.	【施策・事業名称】
14	高齢者・障害者の住宅改修支援
所 管 部	高齢福祉部、障害福祉担当部、都市整備部
ね ら い	・個人の住宅におけるユニバーサルデザイン整備の支援を行い、生活環境の質の向上をはかる。
取 組 み 内容・方法	・継続的に改修支援を行う。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●改修支援の実施 ●窓口での啓発冊子の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



目的 高齢者の方が居住している住宅の改修に要する費用の一部を助成し、高齢者の方が住みやすい住宅の整備を促進し、要介護化と重度化を予防します。

内容

種類	工事内容	助成基準額	
予防改修	①手すりの取付け	①～⑤を合わせて 200,000円	
	②段差の解消		
	③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更		
	④引き戸等への扉の取替え		
	⑤洋式便器への便器の取替え		
設備改修	⑥上記の各改修に附帯して必要な工事	379,000円	
	①浴槽の取替えとこれに附帯して必要な工事		156,000円
	②流し・洗面台の取替えとこれに附帯して必要な工事		106,000円
	③洋式便器への便器の取替えとこれに附帯して必要な工事		

No.	【施策・事業名称】
15	公共交通等のサービスの充実
所 管 部	交通政策担当部、障害福祉担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> 交通不便地域の解消や南北公共交通の強化を図るため、バス事業者と連携し、バス交通サービスを充実する。 バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上を促す。 公共交通施設について、だれもが利用しやすい公共交通環境の整備を進める。 福祉移動支援センター“そとでる”の活用をはじめ、高齢者、障害者等の移動支援を行い、様々な移動ニーズに対応できる生活環境をつくる。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> バスの実験運行の評価等を踏まえて本格運行に向けた取組みを進める。 バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上のための取組みを支援する。 公共交通施設のユニバーサルデザイン整備を進める。 移動困難者の移動支援のため、福祉移動支援センター“そとでる”の周知と利便性の向上を図る、また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入に向けた取組みを促進する。 No.7「ユニバーサルデザインの情報バンク運営」と連携して実施する。

注)「公共交通」とは、不特定多数の利用者に向けた公共的交通サービスで、鉄道、バス、タクシー等と「(仮称)世田谷区交通まちづくり基本計画」で定義されている。この施策・事業では福祉移動サービスを含むので、「公共交通等」と記載している。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●新設道路による新規バス路線の実験運行に向けた調整 ●バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上の取組み促進。 ●ユニバーサルデザイン整備の促進 ●福祉移動支援センター“そとでる”のサービスの周知。 ●タクシーのユニバーサルデザイン化の普及促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実験運行 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実験運行 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 導入に向けた検討 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
16	安全な歩道づくり
所 管 部	道路整備部、土木事業担当部、生活拠点整備担当部
ね ら い	・すべての人にとって安全で、安心して移動できる快適な歩行空間の整備を推進し、引き続き区道における安全な歩行空間の確保を進める。
取 組 み 内容・方法	・段差の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置、及び歩道整備や電線地中化を進め、安全な歩行空間を整備する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道の整備 ●電線類地中化整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
17	自転車の安全な利用の啓発
所 管 部	交通政策担当部、道路整備部、みどりとみず政策担当部、土木事業担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の走行環境の整備とあわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進め、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。 ・地区単位における普及啓発も行うなど、更なる啓発を促す。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用憲章の普及をはじめとして、幅広い年齢を対象に自転車安全利用の普及啓発を進める。 ・区民による自転車安全利用推進員の育成や支援を通してユニバーサルデザインを周知し、地区での取組みを支援する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンクの運営」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用憲章の普及 ●小中学生等を対象とした交通安全教室の開催 ●子育て世代や高齢世代等へ向けた出前講座の実施 ●安全利用推進員の育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



スタントマンによる安全運転の啓発



第4章

No.	【施策・事業名称】
18	自転車走行環境の整備
所 管 部	土木事業担当部、交通政策担当部
ね ら い	・歩行者・自転車・自動車とともに安全で快適に道路等を通行できるように、原則として、車道部に自転車走行環境の整備を進める。
取 組 み 内容・方法	・「（仮称）自転車走行環境整備ネットワーク計画」に基づき、計画的な整備を行う。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車走行環境整備指針の改定 ●自転車走行環境の整備 	▶ 継続	▶ 継続	▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



No. 19	【施策・事業名称】 放置自転車等をなくす取組み
所 管 部	交通政策担当部、道路整備部、みどりとみず政策担当部、土木事業担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、すべての人にとって安心して通行できる空間の確保をめざす。 ・自転車駐輪場に停めやすい環境を整備するために、様々な自転車に対応した駐輪施設の整備を行う。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を進める。 ・自転車駐輪場の整備について、平置きで幅の広い区画や、電動アシスト対応の区画など様々なタイプ、様々な利用者に対応した自転車駐輪場の整備を進める。また、「自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、コミュニティサイクルシステムのネットワークを拡充し、自転車のシェアリングを進めることにより、駅周辺への自転車乗り入れ台数の抑制をはかる。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●放置自転車の移動 ●路上占用物件の除却 ●駐輪場の整備 ●コミュニティサイクルシステムのネットワークの拡充（ポートの設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶新規設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
20	規模や特性に応じた公園緑地等の整備
所 管 部	みどりとみず政策担当部、土木事業担当部、生活拠点整備担当部
ね ら い	・公園緑地等の整備に際しては、規模や特性を踏まえ魅力があり、すべての人が楽しめる公園づくりを進める。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川公園でのユニバーサルデザイン整備の事例を活かすなど、様々な利用者の参加したワークショップによる検討の効果を蓄積し、他の整備事例にも活かす。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して整備する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンクの運営」と連携して整備する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインアドバイザーを交えた整備内容の検討会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ●ユニバーサルデザイン情報バンクへの反映と活用 ●ユニバーサルデザインアドバイザー等をいれた整備の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
21	推進地区のユニバーサルデザイン取組み推進
所 管 部	総合支所、都市整備部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによる面的整備を推進し、すべての人にとって利用しやすい生活環境を整備する。 ・推進地区の位置づけ等、街づくりにおける役割を整理し、より広く運用できる仕組みを検討する。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街、公共施設の周辺等地区でのユニバーサルデザイン整備の取組みを検討し、支援する。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●推進地区の運用方法の明確化 ●既存の推進地区の整備計画の見直し ●新規地区の指定と整備計画の策定 1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ●整備計画に基づく点検・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●推進地区の運用方法の見直し ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
22	だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備
所管部	都市整備部、総合支所、交通政策担当部、土木事業担当部、みどりのみず政策担当部、産業政策部
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレとベンチ等の休憩施設をネットワーク整備することにより、高齢者や障害者、子育て中の区民などすべての人にとって安全に安心して出かけられる地域社会をめざす。 ・トイレ、ベンチ等の休憩施設を計画的に配置し整備を進め、情報提供を行う。
取組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレとベンチ等の休憩施設の整備結果を、様々な方法で情報発信する。 ・ベンチの設置について、新たに道路（歩道）上の空間の活用を検討する。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンクの運営」と連携して整備する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●公園トイレのユニバーサルデザイン改修の実施 ●お休み処の開設促進 ●ベンチの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ●ユニバーサルデザイン情報バンクへの反映と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
23	災害時に使えるトイレの整備推進
所管部	危機管理室、教育委員会事務局、施設営繕担当部、みどりとみず政策担当部、総合支所
ねらい	・災害時の避難所で使えるトイレの整備について改善し、災害時に、すべての人が利用できるトイレを整備する。
取組み内容・方法	・マンホールトイレや既存の多機能トイレの活用も含めたトイレ整備を進める。 ・No.7「ユニバーサルデザインの情報バンクの運営」と連携して整備する。 ・No.9「学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進」と連携して整備する。 ・No.26「災害に備えた区民参加による取組み」と連携して整備する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●マンホールトイレの設置や多機能トイレの整備 ●避難所運営訓練におけるトイレ利用のシミュレーション等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



第4章

No.	【施策・事業名称】
24	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
所 管 部	政策経営部、都市整備部、生活文化部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人にとって分かりやすいデザインとその考え方の普及をはかる。 ・視覚情報だけでなく、情報全般のユニバーサルデザイン推進に取り組む。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・音サインを含めた「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、活用する。 ・No. 10「サイン整備の推進」と連携して実施する。

■前期計画（平成 27～30 年度）

年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
取組み	●情報のユニバーサルデザインガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内への普及 ●ユニバーサルデザイン情報バンクへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成 31～34 年度）、調整計画期間（平成 35～36 年度）

年次	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	



No.	【施策・事業名称】
25	多様な情報媒体の普及・活用の推進
所管部	障害福祉担当部、都市整備部、政策経営部
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、コミュニケーションを支援する。 ・情報を保障する仕組みや技術を広く周知する。
取組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時の手話通訳者派遣制度、ひととき保育の提供などを進める。 ・刊行物への音声コードの印刷や、ホームページでのテキストデータの提供を進める。 ・新しい情報技術を活用した窓口等のサービスに取り組む。 ・No.2「普及啓発イベント」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント時の手話通訳、ひととき保育の普及 ●音声コードの区の印刷物への普及 ●区ホームページの作成ガイドラインの見直し ●区ホームページでのテキストデータ掲載の普及 ●タブレット端末を活用したサービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
26	災害に備えた区民参加による取組み
所 管 部	危機管理室、総合支所
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が自助・共助により災害に対応できるよう、地区特性の把握や計画の重要性について考える機会を提供し、地区の防災力の向上をはかる。 ・非常時、避難時に情報取得に困難な人に対応したハード・ソフト・人の対応など、多面的な整備・取組みを地区の状況に応じて進める。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発に取り組む。 ・防災塾を通じて区民の参加により、区の地域防災計画上の防災資源や被害想定等を確認し、災害時に想定される様々な課題を発見する。それを踏まえて、対応策を実行できる区民同士の協力体制をつくる。 ・外国人向けの防災知識の普及啓発に取り組む。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発 ●全地区での防災塾の実施 ●防災についての外国人向け講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続 ▶ 継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続 ▶ 継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
27	ユニバーサルデザインによる接客・接遇の向上
所 管 部	都市整備部、産業政策部、総務部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによるサービスを広く普及させ、多様なニーズに対応できる生活環境の整備をすすめる。 ・商店街など、まちの中で当事者を交えた実践的な研修イベントを行い、区民、事業者、職員のユニバーサルデザインへの意識向上をはかる。 ・職員一人ひとりが相手の立場に立った対応を行うことができるよう、接遇に関するマニュアルの周知・活用を図る。
取 組 み 内 容・方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・「普及啓発イベント」と「ユニバーサルデザイン普及講座」の機会に冊子「みんなが嬉しくなるお店」を副読本やテキストとして積極的に配布する。 ・当事者への接客などを学びあう場では、盲導犬など様々な支援について理解を深めるようにする。 ・「窓口応対向上マニュアル」（職員向け）を接遇研修において配付・活用するとともに、庁内に周知し、職場内研修等での活用を図る。 ・No.2「普及啓発イベント」と連携して実施する。 ・No.3「ユニバーサルデザイン普及講座」と連携して実施する。 ・No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No.28「職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」と連携して実施する。



■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発イベント等での冊子配布 ●接客を学ぶ研修等の開催 ●職員研修、職場内研修等での「窓口応対向上マニュアル」（職員向け）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続 	<ul style="list-style-type: none"> ▶継続 ▶継続 ▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第4章

No.	【施策・事業名称】
28	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
所 管 部	総務部、都市整備部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の職員のユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性について理解を深める。 ・ ユニバーサルデザインの理念学習と接客・接遇体験等を組合せ、より実感できる研修プログラムを企画・実施する。 ・ すべての人にとって使いやすい施設整備を進めるために、ユニバーサルデザイン整備基準や、施設運営での配慮事項の研修を進める。
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇研修にユニバーサルデザインの理念を取り入れた研修を実施する。 ・ ユニバーサルデザイン整備を進めるためのユニバーサルデザイン整備基準やユニバーサルデザインを考慮した施設運営・接客に関する研修を行う。 ・ No.5「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・ No.27「ユニバーサルデザインによる接客・待遇の向上」と連携して実施する。

■前期計画（平成27～30年度）

年次	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
取組み	●ユニバーサルデザインに関する接遇研修・技術研修等の実施	▶継続	▶継続	▶継続

■後期計画（平成31～34年度）、調整計画期間（平成35～36年度）

年次	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
取組み	← 後期計画 →				← 調整計画 →	

第5章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

1 施策の継続的な点検・評価・改善

推進計画(第1期)で実施してきた施策・事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。

点検する施策・事業については、年度ごとに重点的に行うものを検討し、他の施策と連携しながらテーマに沿った展開を図るようにしていきます。

スパイラルアップの取組みは、事業担当課による点検・自己評価を基に、ユニバーサルデザイン推進委員会での審議・確認を経て公表し、区民意見を聴取します。合わせてユニバーサルデザイン環境整備審議会が所管課へヒアリングを行い、講評・提案を行い、ユニバーサルデザイン推進委員会において、対応方針を検討のうえ公表します。

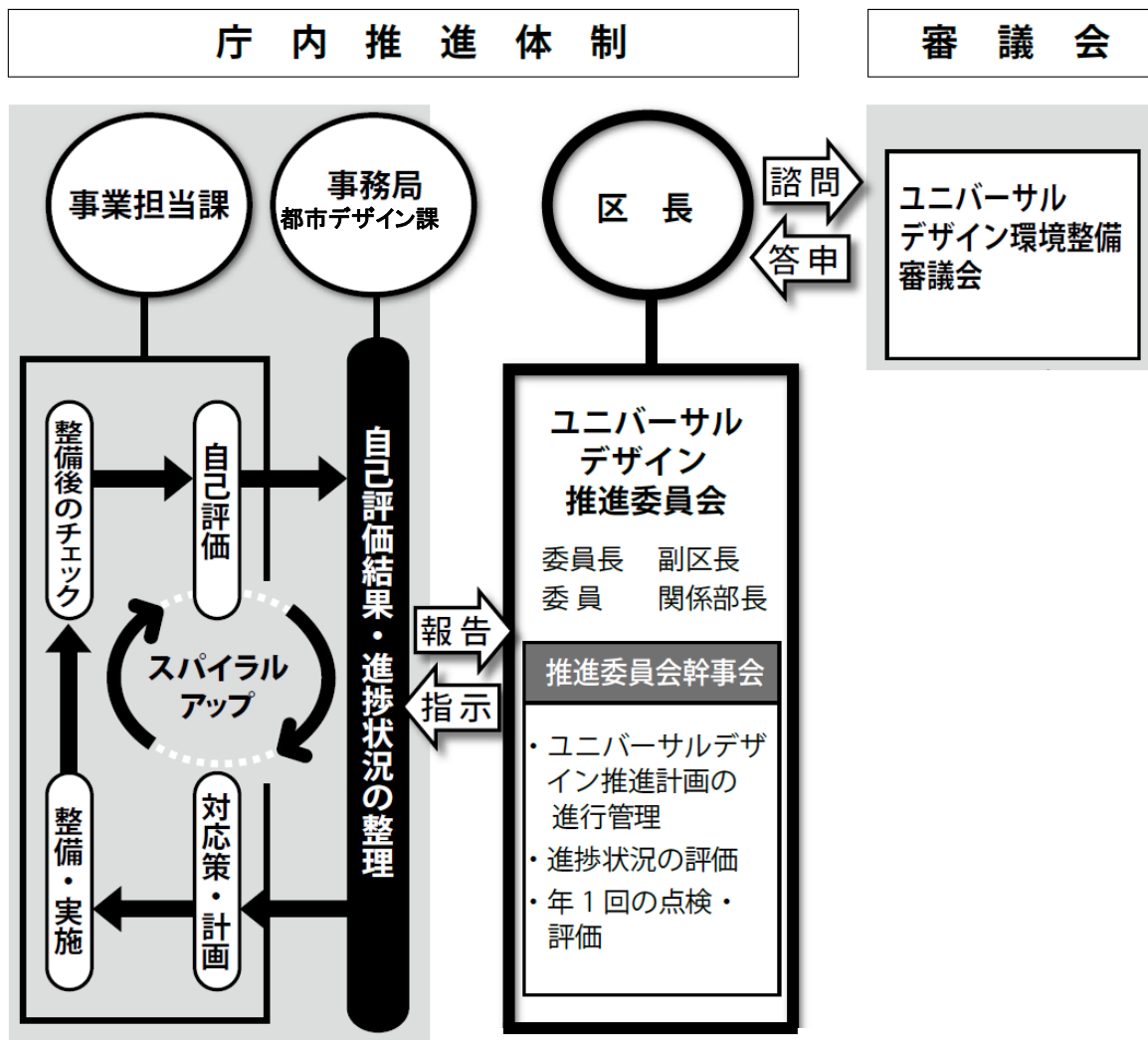
このように、幅広い視点からの施策・事業のスパイラルアップを図っていきます。

2 ユニバーサルデザイン環境整備審議会と

庁内推進体制との連携による施策の展開

ユニバーサルデザイン環境整備審議会では、ユニバーサルデザインをより広げていくことが望まれる施策・事業について審議し、区の事業担当課、ユニバーサルデザインの所管課(都市デザイン課)と連携しながら、ユニバーサルデザイン推進事業計画の実現に向けて助言をしていきます。

全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置されており、両者の連携によりスパイラルアップの取組みを図ります。



3 新たな施策・事業による展開

ユニバーサルデザイン推進事業等を活性化していくために、ユニバーサルデザインに取り組む人々の育成を行い、また、ユニバーサルデザインの情報バンクの活用と合わせ、質の向上を図ります。

